

○随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領

(平成 17 年 9 月 30 日告示第 1149 号)

改正 平成 18 年 12 月 1 日告示第 1203 号 平成 19 年 3 月 7 日告示第 198 号
平成 20 年 2 月 29 日告示第 155 号 平成 25 年 1 月 29 日告示第 92 号
平成 26 年 9 月 30 日告示第 942 号の 2 平成 27 年 3 月 31 日告示第 357 号
平成 28 年 4 月 8 日告示第 485 号 平成 28 年 9 月 30 日告示第 837 号
令和 3 年 7 月 27 日告示第 674 号 令和 7 年 9 月 26 日告示第 687 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 4 号の規定により物品を買い入れ、又は役務の提供を受ける契約（以下「物品又は役務の調達契約」という。）において、障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体、就労支援事業者及び新商品等販売者から物品又は役務の調達契約を締結する場合の事務について、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号。以下「規則」という。）その他法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がい者支援施設等 県内に住所を有する令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所又はこれらに準ずる者として知事の認定を受けた者
- (2) シルバー人材センター 県内に住所を有する高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和 46 年法律第 68 号）第 41 条第 1 項に規定するシルバー人材センター連合、同条第 2 項に規定するシルバー人材センター又はこれらに準ずる者として知事の認定を受けた者
- (3) 母子・父子福祉団体 県内に住所を有する令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する母子・父子福祉団体等のうち、当該母子・父子福祉団体等が行う事業でその事業に使用される者が主として母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない女子又は配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの及び同条第 4 項に規定する寡婦であるものである母子・父子福祉団体等
- (4) 就労訓練事業者 県内に住所を有する事業者であつて、令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（以下この号において「就労訓練施設」という。）において、次に掲げる事項を行う事業者
ア 使用される者が主として生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第 2 条第 1 項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）

である就労訓練施設（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。以下「認定生活困窮者就労訓練施設」という。）において行う物品の製作

イ 就労訓練施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業のうち、使用される者が主として生活困窮者である事業に係る役務の提供を行う事業者

(5) 新商品等販売者 次のア又はイのいずれかに該当する者で、知事の認定を受けようとする日において販売開始から5年以内の物品の生産又は提供開始から5年以内の役務の提供（以下「新商品等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者（新たな事業分野の開拓を行う法人を設立しようとする者を含む。）として知事の認定を受けたもの

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 県内に新商品等に係る事業場を有する者であること。

（契約できる範囲等）

第3条 物品又は役務の調達契約が締結できる範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 障害者支援施設等から当該障害者支援施設等においてに製作された物品を買い入れる場合又は役務の提供を受ける場合にあつては、別記第2号様式中製作する物品の欄に登録されている物品又は提供できる役務の欄に登録されている役務

(2) シルバー人材センターから役務の提供を受ける場合にあつては、別記第3号様式中提供できる役務の欄に登録されている役務で臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務に係るもの

(3) 母子・父子福祉団体から役務の提供を受ける場合にあつては、別記第4号様式中提供できる役務の欄に登録されている役務

(4) 就労訓練事業者から認定生活困窮者就労訓練施設において製作された物品を買い入れる場合又は前条第4号イの役務の提供を受ける場合にあつては、別記第5号様式中製作する物品の欄に登録されている物品又は提供できる役務の欄に登録されている役務

(5) 新商品等販売者から物品を買い入れ若しくは借り入れる場合又は役務の提供を受ける場合にあつては、別記第6号様式中新商品等名の欄に登録されている物品又は役務

2 前項の規定による物品又は役務の調達契約の締結に当たっては、規則第2条第6号に規定する契約担当者（以下「契約担当者」という。）は、予算の適正な執行に配慮するものとする。

(登録申請)

第4条 第2条各号に掲げるもので、熊本県との間に物品又は役務の調達契約を希望するものは、契約希望申請書（別記第1号様式）により、別表に掲げる担当課（以下「担当課」という。）に登録を申請する。

(名簿の作成)

第5条 担当課は、前条の規定により登録の申請があったときは、申請書の内容を確認し、次に掲げる登録者の区分に応じ、当該各号に定める名簿を作成するものとする。

- (1) 障害者支援施設等名簿（別記第2号様式）
- (2) シルバー人材センター名簿（別記第3号様式）
- (3) 母子・父子福祉団体名簿（別記第4号様式）
- (4) 就労訓練事業者名簿（別記第5号様式）
- (5) 新商品等販売者名簿（別記第6号様式）

2 担当課は、前項の規定により名簿を作成したときは、申請のあった日の属する月の翌月15日までに当該名簿を管理調達課に提出するものとする。

3 管理調達課は、前項の規定により担当課から提出された名簿を県庁ホームページにおいて公表する。

(変更の届出)

第6条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約希望申請書内容変更届（別記第7号様式）により遅滞なく知事に届け出なければならない。

- (1) 法人又は施設等の名称、所在地、電話番号、ファックス番号、理事長の氏名、代表者の職名若しくは氏名に変更があったとき。
- (2) 熊本県との間に締結を希望する物品又は役務の調達契約に係る物品又は役務の内容に変更があったとき。
- (3) 第2条第1号から第5号までに規定する障害者支援施設等、シルバー人材センター、母子・父子福祉団体、就労訓練事業者又は新商品等販売者に該当しなくなったとき。

2 前条第1項から第3項までの規定は、この条の規定による変更の届出について準用する。この場合において、前条第1項中「第4条」とあるのは「第6条」と、「登録の申請」とあるのは「変更」と、同条第2項中「作成」とあるのは「変更」と、「申請」とあるのは「届出」と読み替えるものとする。

(公表)

第7条 規則第93条の2第1項第1号に規定する契約の発注の見通しの公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 公表する事項 次のア及びイに掲げる事項
 - ア 調達する物品又は役務の名称、内容及び場所
 - イ 調達する時期

(2) 公表の時期 1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間（以下「四半期」という。）ごとの初日とする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(3) 公表の方法 次のア及びイのとおりとする。

ア 契約担当者は、四半期ごとの初日の少なくとも14日前までに別記第8号様式により、管理調達課に報告するものとする。

イ 管理調達課は、別記第8号様式により、県庁ホームページにおいて公表する。

(4) 公表の対象 物品又は役務の調達契約において、1件の予定価格が20万円を超えるもの

(5) 公表の期間 公表を開始した日から物品又は役務の調達契約の締結を予定する日の属する年度の3月31日までとする。

2 規則第93条の2第1項第2号の契約締結前の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 公表する事項 次のアからカまでに掲げる事項

ア 調達する物品又は役務の名称

イ 物品の数量又は役務の内容

ウ 物品の納入期限又は役務の提供の契約期間

エ 物品の納入場所又は役務の履行場所

オ 見積書の提出期限

カ 見積書の提出先

(2) 公表の時期 見積書の提出期限の7日前までとする。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(3) 公表の方法 次のア及びイのとおりとする。

ア 契約担当者は、見積書の提出期限の9日前までに別記第9号様式により管理調達課に報告する。

イ 管理調達課は、別記第9号様式により県庁ホームページにおいて公表する。

(4) 公表の期間 公表を開始した日から物品又は役務の調達契約を締結しようとする日の属する年度の3月31日までとする。

3 規則第93条の2第1項第3号の契約締結後の公表は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 公表する事項 次のアからキまでに掲げる事項

ア 調達した物品又は役務の名称

イ 調達した物品の数量又は役務の内容

ウ 物品の納入期限又は役務の提供の契約期間

エ 契約金額

オ 契約日

カ 契約の相手方

キ 相手方とした理由

(2) 公表の時期 契約締結後速やかに公表する。

(3) 公表の方法 次のア及びイのとおりとする。

ア 契約担当者は、別記第 10 号様式により管理調達課に報告する。

イ 管理調達課は、別記第 10 号様式により県庁ホームページにおいて公表する。

(4) 公表の期間 公表を開始した日から同日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。

(相手方の決定方法)

第 8 条 物品又は役務の調達契約の相手方は、第 5 条第 1 項各号に定める名簿に登録されている者で、かつ、有効な見積書を提出した者で予定価格の制限範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 17 年 9 月 30 日から施行する。ただし、第 7 条の規定は、平成 17 年 10 月 21 日から施行する。
- 2 平成 17 年度においては、第 4 条第 2 号中「毎年 2 月 1 日から 2 月末日まで」とあるのは「平成 17 年 9 月 30 日から 10 月 11 日まで」と、第 5 条第 2 号中「毎年 3 月 1 日現在」とあるのは「平成 17 年 10 月 1 日」と、第 5 条第 3 号中「毎年 3 月 20 日」とあるのは「平成 17 年 10 月 17 日」と読み替えるものとする。

附 則(平成 18 年 12 月 1 日告示第 1203 号)

この要領は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 7 日告示第 198 号)

- 1 この要領は、告示の日から施行する。
- 2 施行の日から障害者自立支援法附則第 1 条第 3 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、第 2 条第 1 項第 1 号ア中「行う施設」とあるのは、「行う施設、障害者自立支援法第 5 条第 6 項に規定する生活介護、同条第 14 項に規定する就労移行支援、同条第 15 項に規定する就労継続支援を行う事業所、同法附則第 41 条第 1 項、第 48 条若しくは第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 29 条に規定する身体障害者更生施設、同法第 31 条に規定する身体障害者授産施設（身体障害者福祉工場を含む。）、障害者自立支援法附則第 46 条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 50 条の 2 第 3 項に規定する精神障害者授産施設、同上第 5 項に規定する精神障害者福祉向上、障害

者自立支援法附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 21 条の 6 に規定する知的障害者更生施設若しくは同法第 21 条の 7 に規定する知的障害者授産施設（知的障害者福祉工場を含む。）」とする。

附 則(平成 20 年 2 月 29 日告示第 155 号)

この要領は、平成 20 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 1 月 29 日告示第 92 号)

- 1 この要領は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の際現に改正前の第 4 条の規定により提出されている契約希望申請書は、改正後の第 4 条の規定により提出された契約希望申請書とみなす。

附 則(平成 26 年 9 月 30 日告示第 942 号の 2)

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日告示第 357 号)

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 8 日告示第 485 号)

この要領は、平成 28 年 4 月 8 日から施行する。

附 則(平成 28 年 9 月 30 日告示第 837 号)

この要領は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 7 月 27 日告示第 674 号)

この要領は、令和 3 年 7 月 27 日から施行する。

附 則(令和 7 年 9 月 26 日告示第 13471 号)

この要領は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

別表

随意契約による物品又は役務の調達に係る担当課

施設等	担当課
障害者支援施設等	障がい者支援課
シルバー人材センター	労働雇用創生課
母子・父子福祉団体	子ども家庭福祉課

就労訓練事業者	社会福祉課
新商品等販売者	産業支援課

契約希望申請書

熊本県知事 様

申 請 者 法人等住所

法人等名

理事長名
(代表者職・氏名)

施 設 等 名 称					
施 設 等 所 在 地		(郵便番号 —)			
電 話 番 号					
ファックス番号					
契約を希望する 物品又は役務名	物 品	印刷、事務用品、医療・介護用品、被服類、雑貨、日用品 陶器、木製品、農産物、食料品、新商品、その他 * 該当する業務に○をしてください。			
		具体的な商品の概要等 			
	役 務	樹木管理、除草、大工、清掃、仕分・発送、情報処理、クリーニング、広報 イベント企画、ポスター、ホームページ制作、その他 * 該当する業務に○をしてください。			
		具体的な業務の内容等 			
契約を希望する地区（希望する地区に○印を記入）					
全県		熊本市		宇城(宇土市、宇城市、下益城郡)	
玉名(荒尾市、玉名市、玉名郡)		山鹿市		菊池(菊池市、合志市、菊池郡)	
阿蘇(阿蘇市、阿蘇郡)		上益城(上益城郡)		八代(八代市、八代郡)	
芦北(水俣市、芦北郡)		球磨(人吉市、球磨郡)		天草(上天草市、天草市、天草郡)	

注

1 障害者支援施設等、就労訓練事業者及び新商品等販売者は、物品又は役務の申請となります。

2 シルバー人材センター及び母子・父子福祉団体は、役務のみの申請となります。

(別記第2号様式)(第5条関係)

障害者支援施設等

[illegible]

シルバー人材センター

[illegible]

母子・父子福祉団体

[illegible]

就労訓練事業者

[illegible]

(別記第6号様式)(第5条関係)

新商品等販売者

[illegible]

年 月 日

契約希望申請書内容変更届

熊本県知事 様

申 請 者 法人等住所

法人等名

施 設 名

理 事 長 名
（代表者・職氏名）

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更期日

別記第8号様式(第7条関係)

物 品 又 は 役 務 の 調 達 契 約 発 注 の 見 通 し (年 第 四半期)

整理 番号	調達予定の項目	調達する物品又は 役務の名称	調達する物品又は 役務の内容	納入又は履行場所	発注予定時期	発注機関名 (連絡先電話番号)
	障害者支援施設等、 シルバー人材センター、 母子・父子福祉団体、 就労訓練事業者、 新商品等販売者				年 月上旬・中旬・ 下旬頃	
	障害者支援施設等、 シルバー人材センター、 母子・父子福祉団体、 就労訓練事業者、 新商品等販売者				年 月上旬・中旬・ 下旬頃	
	障害者支援施設等、 シルバー人材センター、 母子・父子福祉団体、 就労訓練事業者、 新商品等販売者				年 月上旬・中旬・ 下旬頃	
	障害者支援施設等、 シルバー人材センター、 母子・父子福祉団体、 就労訓練事業者、 新商品等販売者				年 月上旬・中旬・ 下旬頃	
	障害者支援施設等、 シルバー人材センター、 母子・父子福祉団体、 就労訓練事業者、 新商品等販売者				年 月上旬・中旬・ 下旬頃	

物品又は役務の調達契約予定表

発注機関名

次のとおり随意契約に付しますので、随意契約による物品又は役務の調達契約に関する事務処理要領第 5 条第 1 項第__号に掲げる名簿に掲載され、かつ、今回調達予定の物品又は役務が当該名簿の「提供できる物品又は役務」又は「新商品等名」に登録されている者は見積書を提出してください。

調達予定の項目

- 1 障害者支援施設等からの物品の買い入れ又は役務の提供
- 2 シルバー人材センターからの役務の提供
- 3 母子・父子福祉団体からの役務の提供
- 4 就労訓練事業者からの物品の買い入れ又は役務の提供
- 5 新商品等販売者からの物品の買い入れ

項 目	内 容
調達する物品又は役務の名称	
物 品 の 数 量 又 は 役 務 の 内 容 (必要に応じて仕様書を添付)	
物 品 の 納 入 期 限 又 は 役 務 の 提 供 の 契 約 期 間	
物 品 の 納 入 場 所 又 は 役 務 の 履 行 場 所	
見 積 書 の 提 出 期 限	
見 積 書 の 提 出 先	

年 月 日

契 約 結 果 表

発注機関名 _____

項 目	内 容
調達した物品又は役務名	
物品の数量又は役務の内容	
物 品 の 納 入 期 限 又 は 役 務 の 提 供 の 契 約 期 間	
契 約 金 額	
契 約 日	
契 約 の 相 手 方 住 所 名 称 代 表 者 職 ・ 氏 名 電 話 番 号	
契約の相手方とした理由	